

令和5年度宮城県大河原商業高等学校（全日制）部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

スポーツ庁並びに文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン（令和4年12月）」及び宮城県・宮城県教育委員会「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版（令和5年3月）」に基づき、本校の部活動の取組に関する方針を以下のとおりとする。

1 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を図るとともに、同じ目的を持った仲間と、学年や学級を越えて共に活動することにより良好な人間関係を構築し、社会人として望ましいコミュニケーション能力を身に付け、自己肯定感を高める。

2 指導体制

生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置し部活動顧問を配置し、生徒の心身の健康管理や事故防止を徹底する。

また、円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて大河原産業高校等と連携し、共同で指導にあたる。

3 活動計画

各部活動顧問は、国及び県の方針並びに部活動の活動方針を踏まえ、適度な活動量となるよう休養日を確保した年間の活動計画を作成する。学校は、HP等で毎月の各部活動の活動計画を公表し、生徒・保護者等へ周知する。

4 休養日

(1) 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

(3) ハイシーズンの設定

- ・ 大会やコンクール等が集中する時期（ハイシーズン）に活動日を増やした場合は、それ以外の時期（オフシーズン）に休養日を十分に確保する。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日等とする。

5 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 朝練習は、原則禁止とする。ただし、校長が大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。
- (3) 定期考査開始日の1週間前及び定期考査期間中は、原則として部活動は禁止とし、学習に専念させる。ただし、大会やコンクールへの出場等、特別な事情がある場合は限定的に認める場合がある。